

RKオークション取り決め事項

1、年会費

- (1) 会員は、年会費 10,000 円（税別）を主催者にお支払いください。年会費の対象期間は、4月1日から翌年3月31日までの一ヶ年とします。
- (2) 前払いを基本とし、3月31日までに翌期分を会員が取引口座として登録した口座より自動振替にてお支払いください。
- (3) 新規入会の際は主催者の入会承認後、お支払いください。なお、入会期間が一ヶ年に満たない場合でもその全額をお支払いください。
- (4) 途中退会等、如何なる理由があっても年会費は返金いたしません。

2、参加費

- (1) 会員は、当オークションの各下見会及び各大会に参加するときは、参加費を主催者にお支払いください。
- (2) 下見会参加費として一人あたり 1,000 円（税別）をお支払いください。
- (3) 大会参加費として一人あたり 3,000 円（税別）をお支払いください。

3、手数料

- (1) 荷主（出品者）は、出品した商品が落札された場合、次項(2)に定める手数料を主催者にお支払いください。
- (2) 手数料の算出料率は、次の通りとします。

各大会 落札単価が 30,000 円以上のとき 3%。落札単価が 30,000 円未満のとき 5%。
- (3) 手数料には別途消費税がかかります。

- (4) 手数料を算出したとき、1円未満の端数は切り捨て処理いたします。
- (5) 手数料は、4、決済(2)項の定めに従い主催者にお支払ください。

4、決済

- (1) 買主(落札者)は、落札した商品の代金を主催者にお支払ください。支払いは、大会前日までに主催者が指定した銀行口座への前受金の振込みとし、売掛は一切いたしません。落札商品の買主へのお引渡しは、代金支払完了日の翌日以降となります。また、決済後、前受金に残金が発生した場合、大会翌日より銀行三営業日以内に買主が取引口座として登録した口座に主催者が振り込みいたします。
- (2) 荷主(出品者)にお支払いたします落札された商品の代金は、大会翌日より銀行三営業日以内に荷主が取引口座として登録した口座に代金から規程の手数を差し引いた金額を主催者が振り込みいたします。
- (3) 会員と主催者間で同時期に相対する債権・債務が発生した場合、差引計算による相殺をいたします。
- (4) 主催者指定口座は次の通りです。

金融機関名：横浜銀行 本店

営業部口座番号：普通預金 6026522

口座名義：株式会社アールケイエンタープライズ

5、出品

- (1) 荷主は、主催者が指定する方法(RKオークション出品管理ドットコムの利用)にて出品商品の商品情報及び付属品情報を入力してください。
- (2) 荷主は、出品商品に必ずRKオークション出品管理ドットコムの出品表と同じ枝番号を記載した主催者が指定する荷札を付けてください。
- (3) 荷主は、時計、バッグ、財布及びブランド雑貨を出品する場合、RKオークション出品管理ドットコムの出品表に定価及び型番を入力してください。

- (4) 荷主は、張り合わせ、染色、着色、充填及びコーティング等、合成や処理が施された商品を出品する場合、それを必ず RK オークション出品管理ドットコムの商品表に入力してください。
- (5) 荷主は、宝石装飾等の後付け処理が施された時計類を出品する場合、RK オークション出品管理ドットコムの商品表に「見た目」と入力してください。
- (6) 下見本に「見た目」と記載された商品の後交渉は受け付けません。時計類の機械等の保証も同様とします。
- (7) 荷主は、地金製品の目方はグラムで計量し RK オークション出品管理ドットコムの商品表に入力してください。
- (8) 競りの落札金額は、成行での取引となります。やむを得ず、荷主が落札金額に下限を設定する場合、RK オークション出品管理ドットコムの商品表に指値金額を入力してください。なお、指値金額は、3万円以上を設定してください。事前に指値金額を設定していない商品の落札金額に関する荷主からの後交渉は受け付けません。
- (9) 出品商品に保護テープが巻かれている場合、検品の目的で主催者が剥がすことがあります。新品商品等で剥がせない理由がある場合、荷主は商品発送のときに主催者にお知らせください。また、下見過程で出品商品にスレなどが生じる場合がありますが、故意もしくは重大な過失がある場合を除き主催者はその責任を負いませんのでご了承ください。
- (10) 永久カレンダー等、特殊な機能の時計を出品する場合、荷主は操作方法や取扱い方法をあらかじめ主催者にお知らせください。
- (11) 荷主ご自身でソーティングした商品、または鑑定書及び鑑別書は参考及び目安として、大会出品リスト（以下、「下見本」といいます。）に掲載します。
- (12) 主催者は、荷主が出品した商品の商品情報及び付属品情報を下見本作成に利用いたします。また、それらの情報を主催者が外部に当オークションの資料として公表することがあります。
- (13) 色石類は、荷主が RK オークション出品管理ドットコムの商品表に入力した内容に準じて下見本に掲載します。
- (14) CVD(Chemical Vapor Deposition)合成ダイヤモンドの出品はできません。

- (15) RK オークション出品管理ドットコムの商品表に記載されたロレックス等の時計の型番は、正確に入力してください。後交渉の対象となる場合があります。
- (16) 時計の機械及び宝石装飾部分は、荷主保証の対象となります。また、クォーツ時計は、荷主が動作を確認のうえ出品してください。電池切れの状態でも出品した場合、動作は荷主保証の対象となります。
- (17) ダイヤモンド一個石に限り 0.5ct 以上の石目は、荷主保証の対象となります。
- (18) 荷主が出品を取り消す場合、商品の返却は原則大会終了後となります。落札成立後の出品取消は原則できません。返却時の送料は荷主負担となります。
- (19) 競り前に出品商品の落札金額が 1 万円未満と主催者が予測したとき、主催者の判断でロット（ひと山）にする場合があります。
- (20) 出品商品の送料は、荷主負担となります。
- (21) 荷主は競り会場に入室するとき古物商許可証を携帯してください。

6、入札及び落札

1、大会方式

- (1) 主催者は、商品の真贋について保証いたしません。商品の真贋は、買主が判断してください。主催者が配布する下見本の商品情報及び付属品情報は、荷主の申告に準じて掲載していますが、それらはあくまで参考及び目安としてください。買主は下見会で十分検品のうえ、競りに参加してください。
- (2) 買主は、競りのときの掛け声に符丁は使わず、ハッキリとした数字で声をかけてください。
- (3) 買主は、競り上がりのとき一割以上を目安としてください。
- (4) 最高金額を入札した買主が落札の権利を得るものとします。ただし、落札の権利は、競売人の裁量により最終決定します。
- (5) 荷主が定めた指値金額を超過しない買主の入札は無効とし、不落札とします。
- (6) 競りの落札金額は税抜きとなります。別途、消費税をお支払ください。

- (7) 下見会で確認できる時計のバンド故障及び文字盤の汚れ等での後交渉は受けません。
- (8) 落札後のソーティング費用は、買主の負担といたします。但し、ソーティングの結果と荷主の申告が異なった場合、その費用は荷主が負担するものとします。
- (9) 下見本に付属品として掲載されている鑑定書は、あくまで参考及び目安としてください。
- (10) 下見本に商品情報として掲載されている金性は、あくまで参考及び目安としてください。
- (11) 下見本に商品情報として掲載されている定価は、あくまで参考及び目安としてください。万が一、落札後に定価違いが判明した場合でも後交渉の対象にはなりません。
- (12) 買主は、競り終了後に主催者立ち合いのうえ、落札商品の付け合わせをしてください。
- (13) 主催者は、商品を出品した荷主名を伏せて下見会と大会を運営し、大会終了後も荷主名を開示することはありません。但し、主催者が荷主名の開示が必要と判断した場合は、その限りではありません。
- (14) 落札商品の送料及び保険加入料は買主負担となります。
- (15) 落札商品の支払いは原則、事前振込みとなります。入金額を超過した場合の差額は再度、振込みにてお支払いください。なお、振込みによる入金の確認は平日午後3時までといたします。平日午後3時以降に入金が確認できた場合は、翌日以降の引渡しとなります。
- (16) 買主は競り会場に入室するとき古物商許可証を携帯してください。

II、入札方式

6-I 大会方式に定める (2) (3) を以下の内容とします。

- (1) 買主による入札は、主催者が指定した様式と期間で応札を受付けます。
- (2) 落札者と落札金額は、以下により決定されます。

- ① 買主のうち最高金額を入札した買主が落札の権利を得るものとします。ただし、複数の買主が同額の最高金額を入札した場合は、応札順をもって落札の権利を得るものとします。また、荷主が指値を定めた出品商品は、指値金額を超過しない最高金額の入札は無効とし、不落札とします。
 - ② 落札金額は、次点入札額に以下の定めに応じた上積み額を付加した金額となります。
 - (a) 最高入札額が 30,000 円未満のとき、1,000 円を付加。
 - (b) 最高入札額が 30,000 円以上 500,000 円未満のとき、5,000 円を付加。
 - (c) 最高入札額が 500,000 円以上 1,000,000 円未満のとき、10,000 円を付加。
 - (d) 最高入札額が 1,000,000 円以上のとき、20,000 円を付加。
 - ③ 前号に定める上積み額付加後の金額が最高入札額を超過した場合は、最高入札額を落札金額とします。
 - ④ 入札が一件で、その入札額が指値金額を超過した場合は、指値金額を落札金額とします。
- (4) 買主による入札は、実施下見を前提とします。7、1) 後交渉の概要に基づき下見で確認できる後交渉の内容は受け付けません。

7、 後交渉

1) 後交渉の概要

- (1) 以下各号の場合に限り、買主は主催者に対し、落札商品に関する後交渉を申し入れることができます。なお、後交渉の処理は荷主の責任に於いて行われ、主催者の仲介のもと、荷主及び買主双方協力して解決にあたるものとします。
 - ① 商品に外見上判断できない瑕疵があった場合。
 - ② 荷主の出品時申告と異なり、合成、処理及び後付け処理が施された商品と判明した場合。
 - ③ 色石類で大会終了後の鑑別の結果、荷主の出品時申告と異なった場合。

- (2) 主催者への後交渉の申し入れ期間は、宝飾品類が大会翌日から一ヶ月以内、その他の物品類が大会翌日から二週間以内となります。その期間を経過した場合、主催者は申し入れを受付けません。但し、メーカー修理等やむを得ない理由により後交渉期間の延長を希望する際は、申し入れ期間内にその旨を主催者にお知らせください。主催者が後交渉期間の延長を必要と判断した場合、所定期間終了日の翌日から二週間延長となります。尚、それ以降も延長を希望する場合は、都度二週間ごとに主催者までお知らせください。延長継続のお知らせがない場合は、それ以降の後交渉は一切受け付けません。
- (3) ブランド・ジュエリーのメッキ処理及び他社仕上げによる後交渉は受け付けません。
- (4) 宝飾品類の後交渉で参考とする鑑別及び鑑定機関は、中央宝石研究所及びジェムリサーチジャパン（以下、「二機関」といいます。）といたします。それ以外の機関で取得した鑑別書及び鑑定書等の結果と二機関の結果が異なった場合、二機関を優先いたします。なお、二機関で結果が異なった場合、中央宝石研究所を優先いたします。
- (5) 製造元が発行したアーカイブの記載事項と当該商品のケース、機械及び文字盤等に相違が発覚した商品は、所定期間を遡って後交渉の対象となります。
- (6) 買主が下見会に参加せずに落札した商品の後交渉は受け付けません。

2) 不正品、盗品及び遺失物

- (1) 落札商品が、大会終了後、不正品と判明した場合、大会翌日から一ヶ月以内は後交渉の対象となります。なお、後交渉の処理は荷主の責任に於いて行われ、主催者の仲介のもと、荷主及び買主双方協力して解決にあたるものとします。
 - ① 当該商品の真贋は、当該商品の製造者、一般社団法人ユニオン・デ・ファブリカン、一般社団法人日本流通自主管理協会及び一般社団法人全国質屋ブランド品協会のいずれかの判定及び判定基準を参考にします。
 - ② 当該商品が、監督各官庁及び当該商品の製造者等によって押収、又は破壊された場合、荷主は次号に従い、主催者を通じ、買主に返金するものとします。
 - ③ 主催者は、買主が、前号により返金を受ける場合、監督各官庁及び当該商品の製造者等より交付された押収、又は破壊に関する書類等を主催者に提示し、その複写を荷主に提出するものとします。

- (2) 落札商品が、大会終了後、盗品及び遺失物と判明した場合、又は盗品及び遺失物の疑いがあるとされた場合、後交渉の対象となります。なお盗品及び遺失物の被害者及び遺失者への回復は、監督各官庁の判断及び法令の定めるところに従い、主催者、荷主及び買主双方は、協力して解決にあたるものとしします。
- ① 監督各官庁の許可のあった場合、買主は、主催者を通じ、荷主に返品できるものとしします。
 - ② 監督各官庁の指示で買主が盗品及び遺失物を押収、又は任意提出した場合、荷主は次号に従い、主催者を通じ、買主に返金するものとしします。
 - ③ 買主は、前号により返金を受ける場合、監督各官庁より交付された押収品目録交付書等を主催者に提示し、その複写を荷主に提出するものとしします。
- (3) 返品及び返金処理の過程で主催者の判断により、荷主及び買主の必要な範囲の情報を開示する場合があります。

8、附則

- (1) 主催者は、本取り決め事項を監督各官庁の指導、法令の変更及び改定や、当オークション運営上の必要に応じ必要な範囲内で変更し、会員に随時通知します。
- (2) 本取り決め事項に定めていない事項及び疑義の生じた事項については、信義誠実の原則に基づき協議のうえ解決します。
- (3) 本改定取り決め事項は、平成 29 年 4 月 1 日より施行します。

平成 26 年 11 月 1 日 制定

平成 26 年 12 月 17 日 改定

平成 29 年 4 月 1 日 改定

平成 30 年 2 月 1 日 改定

平成 31 年 4 月 1 日 改定

令和3年7月1日 改定

令和5年2月1日 改定